

2020年3月30日

京都市長 門川 大作 様

## 新型コロナウイルス感染症の流行にともなう対策に関する要望書

特定非営利活動法人  
京都頸髄損傷者連絡会  
会長 村田恵子

日頃から障害福祉の推進にご尽力頂いていることに厚くお礼申し上げます。

私たちは、社会のあらゆる場面で障害の種別や程度に関わりなく障害のある人もない人も共に分け隔てなく生きることができるインクルーシブな社会（共生社会）の実現に向けて活動している障害当事者団体です。

さて、ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症が、国内外を問わず世界的流行拡大となり各方面におかれましては、予防と発症時の対応に尽力されているところですが、介護・福祉分野などにおいても感染が広まっている状況です。

また、障害福祉サービス事業所等で感染者が発生した場合は、具体的な対応策が示されず当該事業所に対して事業所判断による対応を要請している現状にあります。

つきましては、このような状況を踏まえるとともに今後さらなる深刻な状況をも想定し、新型コロナウイルス感染症の予防と検査及び発症時等の対策について以下のとおり要望いたしますので、国及び府関係機関等との連携を確保しつつ、特段のご配慮と対策を進めて頂けますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 予防対策の推進について

感染リスクが高いと思われる障害児・者、難病患者等（特に医療的ケアを受けている人）及び障害児・者、難病患者等の生活を支えている全ての障害福祉サービス事業所等の職員に対して予防対策を進めるために必要なマスク・消毒剤（消毒用エタノール・手消毒）などを早急に供給してください。

#### 2. 検査体制について

障害児・者、難病患者等が新型コロナウイルスに感染した場合は、重度化のリスクが高いと思われるため検査体制を整備するとともに、優先的に検査を受けられるようにご配慮ください。

### 3. 発症時の対策について

- (1) 障害児・者、難病患者等が発症した場合は、介護者がいないと生活はもちろん生命の維持が困難になることから自宅待機ではなく速やかに治療と介護を受けられる環境を確保してください。
- (2) 障害児・者、難病患者等と同居する家族等が発症した場合は、介護者不在となることから、個々の状況に応じて訪問系サービスの支給時間の拡大やショートステイの利用等により介助者を確保するための措置を速やかに講じてください。
- (3) 障害児・者、難病患者等を医療機関が受入れるために必要な環境整備を進めるとともに府立および市立の病院が率先して受け入れる体制を整えてください。

### 4. 入院等にあたっての対応について

- (1) 障害児・者、難病患者等が入院等で治療を受ける場合は、障害支援区分6以外の障害者であっても重度訪問介護等の障害福祉サービスを利用できるようにしてください。
- (2) 発症した障害児・者、難病患者等へ派遣される介護者については、防護服、マスク、使い捨てグローブ等の支給等により最大限の感染予防対策を講じるとともに当該介護者の検査体制等を確保してください。

### 5. 障害福祉サービス事業所等における発生時の対応について

- (1) 障害福祉サービス事業所等は、障害児・者・難病患者等にとって必要不可欠なサービスであることから、当該事業所等の職員、利用者及びその家族が発症した場合のサービス停止または休止が最小限となるための対策を講じてください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により生活介護等を実施している事業所がサービスの停止または休止した場合は、当該事業所の利用者は、在宅介護が必要となることから重度訪問介護等の支給時間を迅速に拡大してください。